

○東京都市町村議会議員公務災害補償等組合議会会議規則

(昭和43年3月2日
会議規則第1号)

改正 昭和46年 7月 9日 規則第2号

平成18年 2月16日 規則第1号

第1章 総則

第1条 議員は、招集の当日開会定刻までに議会会議場に参集しなければならない。

2 議員は、招集に応ずることができないときは、その事由を具して招集の前日までに議長に届け出なければならない。

第2条 議員の議席は、最初の会議において、議長が定める。

2 補欠選挙によって選挙された議員の議席は、前任者の議席による。

第2章 開議、散会及び延会

第3条 会議時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、会議の議決により又は議長において必要があるときは、議会に宣告することにより繰上げ又は延長することができる。

2 議長が会議を開くことを宣告するまでは何人も議事について発言することはできない。

第4条 出席議員が定足数に達しないとき又は会議中に退席者があって定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告することができる。

第5条 議長が散会、延会又は休憩を宣告した後は、何人も議長について発言することができない。

第3章 議事日程

第6条 議長は、会議の初めにおいて議事日程を定め、会議に報告しなければならない。

2 議事日程には、会議に付する事件及びその順序並びに会議の日時を記載しなければならない。

第7条 議長が必要と認めたとき又は議員の動議があったときは、議長は、討論を用いずに会議にはかって議事日程を変更することができる。

2 議事日程に指定した事件の議事が終らなかつたときは、議長は、さらにその日程を定めなければならない。

第4章 議案の発議及び動議

第8条 議案を発議する議員は、その案を文書に起し、理由をつけて、議長に提出しなけ

ればならない。

2 いったん否決した発議は、同一会期中再び提出することができない。

第9条 動議は、1名以上の賛成者がなければ、これを議題とすることができない。

第5章 発言

第10条 発言しようとする者は、起立して議長と呼び自己の氏名を告げ、議長の許可を得て発言しなければならない。

2 2名以上同時に発言を求めたときは、議長は、このうちの1名を指名して発言させる。

第11条 発言は、議題の外にわたることはできない。

第12条 議長は、質問又は討論が終局に至ったと認めたとき、若しくは質疑又は討論終局の動議を提出するものがあつたときは、発言者がなおある場合でも、会議にはかつて討論を用いないでこれを決することができる。

第6章 表決

第13条 議案の趣旨及び内容についての説明を終つたときは、議員は修正の動議を提出することができる。

2 修正の動議は、原案に先だつて表決しなければならない。

第14条 議長が表決を採ろうとするときは、その議題を会議に宣告しなければならない。

2 議長が表決を採る旨を宣告した後は、何人も議題につき発言することができない。

第15条 議長は、表決を採るにあたっては、挙手によりこれの人員を調査し、これの可否の結果を宣告する。

2 議長が必要と認めたとき又は議員2名以上の請求があつたときは、挙手の方法を用いず記名又は無記名投票そのほか適当と認める方法で表決を採ることができる。

第16条 出席の議員は、必ず表決の数に加わらなければならない。

2 表決の際議場に現在しない議員は、表決の数に加わることができない。

第17条 修正原案共に過半数の賛成を得られない場合に、会議において議案を廃棄しないことを議決したときは、委員を選んで修正案を起させて再び会議に付することができる。

第7章 会議録

第18条 議長は、会議録を作成しなければならない。

2 会議録には次の事項を記載する。

(1) 開会、閉会、散会、休憩及び延会の月日、時刻

- (2) 議事日程
- (3) 招集に応じた議員の氏名
- (4) 議事参与員の職氏名
- (5) 議案の発議、動議に関する事項
- (6) 会議に付された事件及びその内容
- (7) 会議に報告のあった事件及びその内容
- (8) 議決した事件及びそのてんまつ
- (9) 互選のてんまつ
- (10) 会議録署名議員の決定及びその内容
- (11) その他議長において必要と認めた事項

第19条 会議録に記載した事項について異議を申し出る者があるときは、議長は討論を用いないで会議にはかりこれを決する。

第20条 会議録に署名する議員は2名とし、会議の始めに議長が指名する。

第8章 会議の秩序

第21条 議員が遅参したときは、議長の許可を受けて議席につかなければならない。

第22条 会議中は、みだりに発言し又は騒いで他人の発言をさまたげてはならない。

第23条 すべて秩序に関する問題は議長がこれを決する。

第9章 その他

第24条 この規則に定めてないことは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年7月9日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月16日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。